

契 約 書【見本】  
(候補者 ⇔ 契約業者等)

契約書参考例について

※契約内容は当事者の責任であり、掲載等する場合、書式はあくまで参考に留まることを明示してください。

記載内容は標準的な町の選挙公営制度で用いられているものに準拠し、参考例では、主として選挙公営に関する項目例を中心に記載しています。

なお、実際の契約においては、契約不履行の場合等契約一般に規定される項目についても、別途当事者間で具体的に定めておくのが望ましいと考えます。

## 選挙運動用自動車使用契約書（参考例）

和水町（議会議員・長）選挙候補者 ○○○○（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社○○（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

### 1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

### 2 使用車種及び登録番号

### 3 契約期間

年 月 日 ～ 年 月 日

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

**※立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載**

### 4 契約金額

金 円（※消費税を含む）

（内訳 1日につき 円（税込） × 日間）

ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

### 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により和水町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき和水町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が和水町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により和水町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日 **※契約は告示日前でも可能**

甲	和水町（議会議員・長）選挙候補者	
	住 所	
	氏 名	（※戸籍名。通称名は不可。） 印
乙	住 所	
	名 称	
	代表者	印

## 選挙運動用自動車賃貸借契約書（参考例）

和水町（議会議員・長）選挙候補者〇〇〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇レンタカー（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

### 1 使用目的

甲は、和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

### 2 使用車種及び登録番号

### 3 契約期間

年 月 日 ～ 年 月 日

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

**※立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載**

### 4 契約金額

金 円（※消費税を含む）

（内訳 1日につき 円（税込）× 日間）

ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

### 5 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

### 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により和水町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき和水町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が和水町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により和水町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日 **※契約は告示日前でも可能**

甲 和水町（議会議員・長）選挙候補者  
住 所  
氏 名（※戸籍名。通称名は不可。） 印  
乙 住 所  
名 称  
代表者 印

## 選挙運動用自動車燃料供給契約書（参考例）

和水町選挙候補者（※戸籍名。通称名不可。）〇〇〇〇（以下「甲」という。）と株式会社〇〇石油（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 供給する期間 年 月 日 ～ 年 月 日

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載

2 供給場所

所在地 和水町△△□□番地

名称 株式会社〇〇石油

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

4 契約金額 金 円（※消費税を含む）

（単位 1 リットルあたり 円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により〇〇町村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、〇〇町村議会議員及び〇〇町村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき〇〇町村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が〇〇町村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により〇〇町村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日 ※契約は告示日前でも可能

甲 和水町（議会議員・長）選挙候補者

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住 所

名 称

代表者 印

## 選挙運動用自動車運転手契約書（参考例）

和水町選挙候補者（※戸籍名。通称名不可。）〇〇〇〇（以下「甲」という。）と株式会社〇〇石油（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

### 1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

### 2 契約期間

年 月 日 ～ 年 月 日

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載

### 3 運転する車の車種及び登録番号

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、運転する期間を短縮することができる。

### 4 契約金額

金 円（※消費税を含む）

（内訳 1日につき 円× 日間）

ただし、2のただし書に該当するときは、1日の単価に運転した期間の日数を乗じて得た額とする。

### 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により和水町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき和水町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が和水町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により和水町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日 ※契約は告示日前でも可能

甲 和水町（議会議員・長）選挙候補者

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住 所

名 称

代表者 印

## 選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）

和水町選挙候補者（※戸籍名。通称名不可。）〇〇〇〇（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 作成枚数 枚

※規格や数量を規定することも考えられる。

2 契約金額 金 円（※消費税を含む）  
（単価 円（税込） × 枚）

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により和水町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき和水町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が和水町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により和水町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法其他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日 ※契約は告示日前でも可能

甲 和水町（議会議員・長）選挙候補者  
住 所  
氏 名（※戸籍名。通称名は不可。） 印  
乙 住 所  
名 称  
代表者 印

## 選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）

和水町選挙候補者（※戸籍名。通称名不可。）〇〇〇〇（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

### 1 作成枚数 枚

※規格や数量を規定することも考えられる。

### 2 契約金額 金 円（※消費税を含む） （単価 円（税込） × 枚）

### 3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により和水町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき和水町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が和水町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により和水町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日 ※契約は告示日前でも可能

甲	和水町（議会議員・長）選挙候補者	
	住 所	
	氏 名（※戸籍名。通称名は不可。）	印
乙	住 所	
	名 称	
	代表者	印

## 契 約 届 出 書 (候補者 ⇒ 町選管)

- 1 選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第1号）
- 2 選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式第2号）
- 3 選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式第3号）

### ※契約の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後、直ちに届け出てください。



選挙運動用自動車の使用の契約届出書

立候補届出前の契約の場合は告示日を記載

令和4年3月22日

和水町選挙管理委員会委員長 様

令和4年3月27日執行  
和水町長選挙

候補者氏名（※戸籍名）和水太郎 印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

戸籍名

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額 円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額 円	
自動車の借入れ	令和○年○月○日	和水町○○12番地 株△△レンタカー 代表取締役 ○○○○	○月○日 ～○日	75,000円	
				円	
運転手の雇用	令和○年○月○日	和水町○○56番地 ○○ ○○	○月○日 ～○日	50,000円	
				円	
燃料代	令和○年○月○日	和水町○○34番地 株△△石油 代表取締役 ○○○○	熊○あ 1234	20,100円	
				円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

候補者 ⇒ 町選管  
(契約書の写しを添付)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

立候補届出前の契約の場合は告示日を記載

令和4年3月22日

和水町選挙管理委員会委員長 様

令和4年3月27日執行  
和水町長選挙

候補者氏名（※戸籍名）和水太郎 印

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

戸籍名

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇日	和水町〇〇78番地 株式会社△△印刷 代表取締役 ◎◎◎◎	1,500枚	11,250円	1枚当たり 7.50円

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

候補者 → 町選管  
(契約書の写しを添付)

選挙運動用ポスター作成契約届出書

立候補届出前の契約の場合は告示日を記載

令和4年3月22日

和水町選挙管理委員会委員長 様

令和4年3月27日執行  
和水町長選挙

候補者氏名（※戸籍名）和水太郎 印

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

戸籍名

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇日	和水町〇〇98番地 (株)△△印刷 代表取締役 ◎◎◎◎	100枚	120,000円	1枚当たり 1,200円

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

## 確 認 申 請 書 (候補者 ⇒ 町選管)

- 1 選挙運動用自動車燃料代確認申請書（様式第4号）
- 2 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第5号）
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式第6号）

「選挙運動用自動車燃料代」「ビラ作成枚数」「ポスター作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

候補者 ⇒ 町選管

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

申請日を記載（告示日以降の日）

令和〇年〇月〇〇日

和水町選挙管理委員会委員長 様

令和4年3月27日執行  
和水町長選挙

候補者氏名（※戸籍名）和水太郎 印

次の選挙運動用自動車燃料代につき、和水町議会議員及び和水町長の選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けた  
戸籍名

1 契約年月日 令和〇年〇月〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
和水町〇〇34番地 株式会社石油 代表取締役 〇〇〇〇

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

熊〇あ 1234

4 確認申請金額 19,500 円

燃料代は、7,560円×5日分の37,800円が最高限度額となります。

区 分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額（a）	0円	0円
今回の購入金額（b）	19,500円	19,500円
燃料代計（a）+（b）	19,500円	19,500円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から和水町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

候補者 ⇒ 町選管

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

枚数が確定していれば、立候補届け出時に申請できます。

令和〇年〇月〇〇日

和水町選挙管理委員会委員長 様

令和4年3月27日執行

和水町長選挙

候補者氏名（※戸籍名）和水太郎 印

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、和水町議会議員及び和水町長の戸籍名を定める選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和〇年〇月〇〇日

和水町〇〇78番地 株△△印刷 代表取締役 ◎◎◎◎

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 1,500 枚

最高限度枚数

町長：5,000枚 町議：1,600枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	0枚	0枚
今回の枚数（b）	1,500枚	1,500枚
枚数計（a）+（b）	1,500枚	1,500枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から和水町村選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

候補者 ⇒ 町選管

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

枚数が確定していれば、立候補届け出時に申請できます。

令和〇年〇月〇〇日

和水町選挙管理委員会委員長 様

令和4年3月27日執行

和水町長選挙

候補者氏名（※戸籍名）和 水 太 郎 ①

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、和水町議会議員及び和水町における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいの

戸籍名

- 1 契約年月日 令和〇年〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
和水町〇〇98番地 株式会社△△印刷 代表取締役 〇〇〇〇〇

- 3 確認申請枚数 72枚

ポスター掲示場数72か所=72枚が最高限度枚数になります。

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	0枚	0枚
今回の枚数（b）	100枚	72枚
枚数計（a）+（b）	100枚	72枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から和水町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

確 認 書  
(町選管 ⇒ 候補者 ⇒ 契約業者等 ⇒ 町選管)

- 1 選挙運動用自動車燃料代確認書 (様式第 7 号)
- 2 選挙運動用ビラ作成枚数確認書 (様式第 8 号)
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認書 (様式第 9 号)

確認申請を受けた後、これらの確認書は町選管から交付しますので、候補者は直ちに契約の相手方にこの確認書を渡してください。

候補者は作成する必要はありません。



選挙運動用自動車燃料代確認書

〇〇第〇〇号

令和〇年〇月〇〇日

和水町選挙管理委員会

委員長 前 渕 昭 信 印

和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和4年3月27日執行 和水町長選挙
- 2 候補者の氏名（※戸籍名） 和 水 太 郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号  
和水〇あ 1 2 3 4
- 4 確認金額 19,500円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、和水町に支払を請求することはできません。

町選挙管理委員会が作成  
候補者は作成する必要はありません。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

〇〇第〇〇号

令和〇年〇月〇〇日

和水町選挙管理委員会

委員長 前 淵 昭 信 印

和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和4年3月27日執行 和水町長選挙
- 2 候補者の氏名（※戸籍名） 和 水 太 郎
- 3 確認枚数 1,500枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、和水町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

〇〇第〇〇号

令和〇年〇月〇〇日

和水町選挙管理委員会

委員長 前 淵 昭 信 印

和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和4年3月27日執行 和水町長選挙
- 2 候補者の氏名（※戸籍名） 和 水 太 郎
- 3 確認枚数 72枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、和水町に支払を請求することはできません。

**証 明 書**  
(候補者 ⇒ 契約業者等 ⇒ 町選管)

- 1 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第 10 号（その 1））
- 2 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第 10 号（その 2））
- 3 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第 10 号（その 3））
- 4 選挙運動用ビラ作成証明書（様式第 11 号）
- 5 選挙運動用ポスター作成証明書（様式第 12 号）

- ・ 契約履行後に、候補者から契約業者等へ上記証明書を交付してください。
- ・ 候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者等が和水町に対し、代金を請求する際に添付しなければなりません。

(請求書に添付)

様式第 10 号 (第 5 条関係) (その 1)

候補者 ⇒ 契約の相手方 ⇒ 町選管

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

証明日を記載 (使用の最終日以降の日)

令和〇年〇月〇〇日

令和 4 年 3 月 2 7 日 執行  
和水町長選挙

候補者氏名 (※戸籍名) 和 水 太 郎 (印)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明する。

戸籍名

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	2	左に掲げる場合 以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住 所並びに法人にあつてはその代表者 の氏名	和水町〇〇12 番地 (株)△△レンタカー 代表取締役 ○○○○			
車種及び自動車登録番 号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考	
和水〇あ 1234	令和 4 年 3 月 22 日	15,000 円		
和水〇あ 1234	令和 4 年 3 月 23 日	15,000 円		
和水〇あ 1234	令和 4 年 3 月 24 日	15,000 円		
和水〇あ 1234	令和 4 年 3 月 25 日	15,000 円		
和水〇あ 1234	令和 4 年 3 月 26 日	15,000 円		
	年 月 日	円		
	年 月 日			

選挙運動用自動車として実際に使用した日を記載すること。

金額や単価は、「同上」や「〃」  
等で省略して記載することは  
できません。

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々等に提出してください。
- 運送事業者等が和水町に支払を請求するときは、この証明書を請求してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。  
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円  
(2) (1) 以外の場合 15,800 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 (「運送等契約区分」欄の 1) とそれ以外の契約 (「運送等契約区分」欄の 2) とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、和水町に支払を請求することはできません。

(請求書に添付)  
 候補者 → 契約の相手方 → 町選管

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

証明日を記載 (供給の最終日以降の日)

令和〇年〇月〇〇日

令和 4 年 3 月 2 7 日 執行  
 和水町長選挙

候補者氏名 (※戸籍名) 和 水 太 郎 (印)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

戸籍名

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
令和 4 年 3 月 22 日	和水〇あ 1234	30ℓ	4,500 円	
令和 4 年 3 月 23 日	和水〇あ 1234	25ℓ	3,750 円	
令和 4 年 3 月 24 日	和水〇あ 1234	20ℓ	3,000 円	
令和 4 年 3 月 25 日	和水〇あ 1234	25ℓ	3,750 円	
令和 4 年 3 月 26 日	和水〇あ 1234	30ℓ	4,500 円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日			円	

備考

1. この燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を記載する欄は、燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を記載する欄に記入してください。
2. 燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を記載する欄は、燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を記載する欄に記入してください。
3. 「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
4. 燃料供給業者が和水町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
5. この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、和水町に支払を請求することはできません。
6. 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

注) 燃料代の場合、給油伝票の写しを添付していただきますが、給油伝票については、次の点に注意してください。

- ・ 契約業者の給油所から発行されたものと確認できること。
- ・ 給油日、給油した自動車ナンバー、給油量、給油金額が確認できること。
- ・ 給油日、ナンバー、給油量、給油金額が使用証明書及び請求内訳書の給油日ごとの記載内容と一致すること。

(請求書に添付)  
候補者 ⇒ 契約の相手方 ⇒ 町選管

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

証明日を記載（雇用の最終日以降の日）

令和〇年〇月〇〇日

令和 4 年 3 月 2 7 日 執行  
和水町長選挙

候補者氏名（※戸籍名）和 水 太 郎 印

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

戸籍名

運転手の氏名及び住所	住所 和水町〇〇56 番地	
	氏名 〇〇 〇〇	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和 4 年 3 月 22 日	10,000 円	
令和 4 年 3 月 23 日	10,000 円	
令和 4 年 3 月 24 日	10,000 円	
令和 4 年 3 月 25 日	10,000 円	
令和 4 年 3 月 26 日	10,000 円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

選挙運動用自動車の運転業務に実際に従事させた年月日及び報酬の額を日ごとに記載する。

- 2 運転手が和水町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、和水町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 5 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、和水町に支払を請求することはできません。

(請求書に添付)

候補者 ⇒ 契約の相手方 ⇒ 町選管

選挙運動用ビラ作成証明書

契約の履行 (納品) 後の日付であること。

令和〇年〇月〇〇日

令和 4 年 3 月 2 7 日 執行

和水町長選挙

候補者氏名 (※戸籍名) 和 水 太 郎 (印)

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

戸籍名

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	和水町〇〇78 番地 (株)△△印刷 代表取締役 ◎◎◎◎
作 成 枚 数	1,500 枚
作 成 金 額	11,250 円
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が和水町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、和水町に支払を請求することはできません。
- 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
  - 町長 枚数 5,000 枚、町議会議員 枚数 1,600 枚
  - 限度額 7 円 51 銭 (単価) × (1) の枚数 = 限度額



(請求書に添付)  
候補者 ⇒ 契約の相手方 ⇒ 町選管

選挙運動用ポスター作成証明書

契約の履行（納品）後の日付であること。

令和〇年〇月〇〇日

令和 4 年 3 月 2 7 日執行  
和水町長選挙

候補者氏名（※戸籍名）和 水 太 郎 (印)

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

戸籍名

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	和水町〇〇98 番地 株△△印刷 代表取締役 〇〇〇〇〇
作 成 枚 数	100 枚
作 成 金 額	120,000 円
ポ ス タ ー 掲 示 場 数	72 箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が和水町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、和水町に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数 ポスター掲示場数
  - (2) 限度額 525 円 6 銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 100,000 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする。）×(1)の枚数＝限度額

## 請 求 書 ・ 請 求 内 訳 書 (契約業者等 ⇒ 町選管)

- 1 請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第 13 号）
- 2 請求内訳書（自動車運送契約）（様式第 13 号（別紙）その 1）
- 3 請求内訳書（自動車の借入れ）（様式第 13 号（別紙）その 2）
- 4 請求内訳書（燃料代）（様式第 13 号（別紙）その 2）
- 5 請求内訳書（運転書）（様式第 13 号（別紙）その 2）
- 6 請求書（選挙運動用ビラの作成）（様式第 14 号）
- 7 請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）（様式第 14 号（別紙））
- 8 請求書（選挙運動用ポスターの作成）（様式第 15 号）
- 9 請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）（様式第 15 号（別紙））

請求書を提出する際は、候補者から交付される確認書（燃料代・ビラの作成・ポスターの作成のみ）、証明書を添付しなければなりません。

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付であること。

令和〇年〇月〇〇日

- 1 一般運送契約ハイヤー等
  - 2 個別契約 (自動車借入契約 (レンタル等)、燃料供給の契約、運転手雇用の契約)
- 以上 4 つの共通の請求書

住所 (所在地) 和水町〇〇12 番地

氏名 (名称) (株)△△レンタカー

代表取締役 ○○○○ (印)

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する。)

和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、請求内訳書 (別紙) から転記

1 請求金額 75,000 円 (※個別契約 自動車借上げの例)

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 4 年 3 月 2 7 日執行 和水町長選挙

4 候補者の氏名 (※戸籍名) 和 水 太 郎

戸籍名

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カブシキガイシャ △△レンタカー		
口座名義	株式会社 △△レンタカー		

備考

- 1 この請求書は、候補者  
ほかに選挙運動用自動車  
運動用自動車の自動車登録  
ア数字又は車両番号のうち  
項第 3 号に規定する 4 けた  
給業者から給油の際に受領  
2 候補者が供託物を没収  
3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車  
燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

【添付書類】

- ・ 請求内訳書
- ・ 確認書 (燃料代の場合)
- ・ 使用証明書
- ・ 給油伝票の写し (燃料代の場合)
- ・ 振込口座通帳の写し (口座番号、振込名義のわかる箇所)

(別紙) その1

請 求 内 訳 書  
 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約  
 により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和4年3月22日	80,000円×1台= 80,000円	64,500円×1台= 64,500円	64,500円	
令和4年3月23日	80,000円×1台= 80,000円	64,500円×1台= 64,500円	64,500円	
令和4年3月24日	80,000円×1台= 80,000円	64,500円×1台= 64,500円	64,500円	
令和4年3月25日	80,000円×1台= 80,000円	64,500円×1台= 64,500円	64,500円	
令和4年3月26日	80,000円×1台= 80,000円	64,500円×1台= 64,500円	64,500円	
年 月 日	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
年 月 日	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
計			322,500円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求書の請求金額と一致

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書  
 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との  
 契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

## (1) 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和4年3月22日	15,000円×1台= 15,000円	15,800円×1台= 15,800円	15,000円	
令和4年3月23日	15,000円×1台= 15,000円	15,800円×1台= 15,800円	15,000円	
令和4年3月24日	15,000円×1台= 15,000円	15,800円×1台= 15,800円	15,000円	
令和4年3月25日	15,000円×1台= 15,000円	15,800円×1台= 15,800円	15,000円	
令和4年3月26日	15,000円×1台= 15,000円	15,800円×1台= 15,800円	15,000円	
年 月 日	円×1台= 円	15,800円×1台= 15,800円	円	
年 月 日	円×1台= 円	15,800円×1台= 15,800円	円	
計			75,000円	

備考

- 「運送金額」欄は、借入期間のみの
  - 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか
- さい。

請求書の請求金額と一致

金額や単価は、「同上」や「〃」  
 等で省略して記載することは  
 できません。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書  
 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との  
 契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

## (2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和4年3月22日	和水○あ 1234	150円×30ℓ = 4,500円			
令和4年3月23日	和水○あ 1234	150円×25ℓ = 3,750円			
令和4年3月24日	和水○あ 1234	150円×20ℓ = 3,000円			
令和4年3月25日	和水○あ 1234	150円×25ℓ = 3,750円			
令和4年3月26日	和水○あ 1234	150円×30ℓ = 4,500円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
計		19,500円	19,500円	19,500円	

金額や単価は、「同上」や「㍷」等で省略して記載することはできません。

請求書の請求金額と一致

## 備考

- 1 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請 求 内 訳 書  
(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との  
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和4年3月 22日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和4年3月 23日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和4年3月 24日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和4年3月 25日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和4年3月 26日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
計			50,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

請求書の請求金額と一致

金額や単価は、「同上」や「〃」  
等で省略して記載することは  
できません。

契約の相手方 ⇒ 和水町

請 求 書  
(選挙運動用ビラの作成)

選挙期日後の日付であること。

令和〇年〇月〇〇日

和水町長 様

住所 (所在地) 和水町〇〇78 番地

氏名 (名称) 株△△印刷

代表取締役 ○○○○ (印)

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 11,250 円

請求内訳書 (別紙) から転記

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 4 年 3 月 2 7 日執行 和水町長選挙

4 候補者の氏名 (※戸籍名) 和 水 次 郎

戸籍名

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	2345678
フリガナ	カブシキカイシャ △△インサツ		
口座名義	株式会社 △△印刷		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに
- 候補者が供託物を没収する。
- この請求書には、作成

**【添付書類】**

- ・請求内訳書
- ・確認書
- ・作成証明書
- ・振込口座通帳の写し (口座番号、振込名義のわかる箇所)



請求書に添付

(別紙)

請求内訳書

候補者氏名 (※戸籍名)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
7.50	1,500	11,250	7.51	1,500	11,265	7.50	1,500	11,250	

備考

契約書から転記

確認書から転記

請求書の請求金額と一致

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請 求 書  
(選挙運動用ポスターの作成)

選挙期日後の日付であること。

令和〇年〇月〇〇日

和水町長 様

住所 (所在地) 和水町〇〇98 番地

氏名 (名称) 株△△印刷

代表取締役 ○○○○ (印)

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 86,400 円

請求内訳書 (別紙) から転記

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 4 年 3 月 2 7 日執行 和水町長選挙

4 候補者の氏名 (※戸籍名) 和 水 太 郎

戸籍名

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	3456789
フリガナ	カブシキカイシャ △△インサツ		
口座名義	株式会社 △△印刷		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出していただくこと。
- 候補者が供託物を提出しない。

【添付書類】

- ・請求内訳書
- ・確認書
- ・作成証明書
- ・振込口座通帳の写し (口座番号、振込名義のわかる箇所)



請求書に添付

(別紙)

請求内訳書

候補者氏名 (※戸籍名)

ポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
72箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
	1,200	100	120,000	1,914	72	137,808	1,200	72	86,400	

契約書から転記

確認書から転記

請求書の請求金額と一致

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書のポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 E×Fの欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。